

市町村交通災害共済に加入しませんか

市町村交通災害共済は、国内での交通事故で災害を受けた人を救済（見舞金の支払い）する制度です

2月1日から、市民安全課で加入申込を受け付けますので、万が一に備えて加入しましょう。

▶加入資格 市内に住民票を有する人

※就学（学生）のため一時的に市外に転出している人も加入できます

※福祉施設などへの入所、もしくは入院加療で市外に転出している人は、施設所在地の市町村に問い合わせてください

▶共済期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

※年度途中から加入した場合は、加入した日時からの適用

▶共済掛金 1人当たり500円

▶申込方法 町内会・自治会を通じて申し込むか、個人で直接申し込んでください

▶申し込み・問い合わせ先 市民安全課安全安心班（☎68-1111 内線243）



農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・募集

平成28年4月1日からの農業委員会制度の改正に伴い、農業委員会の任意業務であった「農地の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）」の推進業務が必須業務となりました。そして、農業委員の選出方法の変更および農地利用最適化推進委員が新設されました。

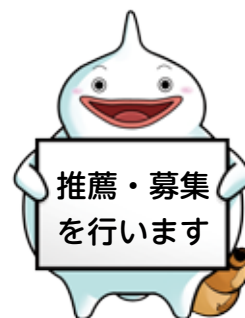
そこで、農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・募集を行います。

▶推薦・募集期間 2月10日（金）～3月9日（木）

※農業委員と推進委員の兼務はできませんが、両方の候補者となることはできます

▶提出方法 産業政策課または農業委員会事務局に備え付けの推薦・募集書類に必要事項を記入の上、持参または郵送してください

※推薦・募集書類は市ホームページ（<http://www.city.shimabara.lg.jp>）からダウンロードすることができます



（1）農業委員

▶対象者 農業に関する識見を有し、農地の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことのできる人

▶主な業務 農業委員会総会への出席、農地の権利移動および農地転用などの許可に係る現地調査・意見などの審議、農地の利用の最適化のための活動

▶推薦・募集人数 19人

▶提出・問い合わせ先

産業政策課（☎68-1111 内線561）
〒859-1415 島原市有明町大三東戊1327番地

（2）農地利用最適化推進委員

▶対象者 農地の利用の最適化に熱意と識見を有する人

▶主な業務 農業委員会が定めた担当地区の農地利用の最適化のための活動、農地法に基づく申請案件に対する現地調査（農業委員と連携して行います）

▶推薦・募集人数 19人

▶提出・問い合わせ先

農業委員会事務局
（☎68-1111 内線531）
〒859-1415 島原市有明町大三東戊1327番地

